

北空知広域水道企業団個人情報保護法施行条例

（令和 5 年 3 月 2 4 日 条例第 1 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、企業長及び監査委員をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

（準用規定）

第 3 条 北空知広域水道企業団の個人情報保護に関する事項については、深川市個人情報保護法施行条例（令和5年深川市条例第2号）の規定（第 1 条から第 4 条まで、及び第 9 条を除く。）を準用する。

（読替規定）

第 4 条 前条の場合において、深川市個人情報保護法施行条例中「市長」とあるのは「企業長」と、「深川市」とあるのは「北空知広域水道企業団」と読み替えるものとする。

2 前項に規定するもののほか、必要な技術的読替えは、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第 1 条第 7 号に掲げる規定（同法第 5 1 条の規定に限る。）の施行の日から施行する。